

の四ただし書、第三十五条第一項ただし書、第四十二条第一項ただし書、第四十七条第一項ただし書及び第三項ただし書、第四十七条の二、第四十七条の四第一項ただし書及び第二項ただし書並びに第四十七条の五第一項ただし書及び第二項ただし書に「出版権者」を「出版権者」と、同条第一項ただし書中「著作権を」とあるのは「出版権を」と、「著作権の」とあるのは「出版権の」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 次に掲げる者は、第八十条第一項第一号の複製を行つたものとみなす。

一 前項において準用する第三十条第一項、第三十条の三、第三十一条第一項第一号若しくは第三

項後段、第三十三条の二第一項若しくは第四項、第三十五条第一項、第三十七条第三項、第三十

七条の二本文（同条第二号に係る場合にあつては、同号）、第四十一条から第四十二条の二まで、

第四十二条の三第二項、第四十七条第一項若しくは第三項、第四十七条の二又は第四十七条の五

第一項に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された著作物の複製

物を頒布し、又は当該複製物によつて当該著作物の公衆への提示を行つた者

二 前項において準用する第三十条の四の規定の適用を受けて作成された著作物の複製物を用い

て、当該著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させる目的のために、い

ずれの方法によるかを問わず、当該著作物を利用した者

三 前項において準用する第四十七条の四又は第四十七条の五第二項に定める目的以外の目的のた

めに、これらの規定の適用を受けて作成された著作物の複製物を用いて、いずれの方法によるか

を問わず、当該著作物を利用した者

四 六十六条第三項前段中「第三十条の三」の下に「第三十条の四」を加え、「第三十五条第二項」

を「第三十五条第一項」に改め、「第四十六条」の下に「第四十七条第二項及び第三項」を加え、「並

び」第四十七条の六」を「第四十七条の四並びに第四十七条の五」に改め、同項後段中「第三十条

の二第二項」を「第三十条の二第二項ただし書」に改め、「第三十条の三」の下に「第三十条の四た

だし書」を加え、「第三十五条第二項」を「第三十五条第一項ただし書」に、「第三十六条第一項及び第

四十七条の二」を「第三十六条第一項ただし書、第四十七条第二項ただし書及び第三項ただし書、第

四十七条の二、第四十七条の四第一項ただし書及び第二項ただし書並びに第四十七条の五第一項ただ

し書及び第二項ただし書」に、「第四十七条の六ただし書中「著作権」とあるのは「出版権」を「同条

第一項ただし書中「著作権を」とあるのは「出版権を」と、「著作権の」とあるのは「出版権の」に改

める。

第五章中「第四十二条の四」を「第四十三条」に、「並びに」を「第四十六条から第四十

七条の二まで」に「から第四十七条の九まで」を「並びに第四十七条の五」に「第四十七条の十」を

第四十七条の七」に改め、同条第九項第一号中「第四十二条の四第二項」を「第四十三条第二項」に、「又は第四

十七条の六」を「第四十七条第一項若しくは第三項、第四十七条の二又は第四十七条の五第一項

に「を公衆への提示を行つた」を「の公衆への提示を行つた」に改め、同項中第三号を削り、第二号を同

号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 第一項において準用する第三十条の四の規定の適用を受けて作成された実演等の複製物を用い

て、当該実演等を自ら享受し又は他人に享受させる目的のために、いずれの方法によるかを問わ

ず、当該実演等を利用した者

三 第五章中「第四十七条の九」を「第四十二条の四又は第四十七条の五第一項」に改め、「用

いて」の下に「いのちの方法によるかを問わず」を加え、同号を同項第四号とし、同項第六号及び

第七号を削り、同項第八号中「を公衆への提示を行つた」を「の公衆への提示を行つた」に改め、同号を同

号第五号とする。

第五章の章名を次のように改める。

第五章 第五節 著作権等の制限による利用に係る補償金

第一節 私的録音録画補償金

第一百四条の二第一項中「この章において同じ。」の補償金（以下この章）を「この節において同じ。」

の補償金（以下この節）に「者（以下この章）を「者（次項及び次条第四号）に「もの（以下この章）

を「もの（以下この節）に改め、同項第一号中「以下この章」を「次条第二号イ及び第一百四条の四」

に改め、同項第二号中「以下この章」を「次条第二号ロ及び第一百四条の四」に改める。

第一百四条の三第四号中「この章」を「この節」に改める。  
第一百四条の四第一項中「この章」を「この条及び次条」に改める。  
第一百四条の十中「この章」を「この節」に改める。  
第五章に次の一節を加える。

## 第二節 授業目的公衆送信補償金

（授業目的公衆送信補償金を受ける権利の行使）

第一百四条の十一 第三十五条第二項（第一百二条第一項において準用する場合を含む。第一百四条の十三第二項及び第一百四条の十四第二項において同じ。）の補償金（以下この節において「授業目的公衆送信補償金」という。）を受ける権利は、授業目的公衆送信補償金を受ける権利を有する者（次項及び次条第四号において「権利者」という。）のためにその権利行使することを目的とする団体であつて、全国を通じて一個に限りその同意を得て文化庁長官が指定するもの（以下この節において「指定管理団体」という。）があるときは、当該指定管理団体によってのみ行使することができる。

2 前項の規定による指定がされた場合には、指定管理団体は、権利者のために自己の名をもつて授業目的公衆送信補償金を受ける権利に関する裁判上又は裁判外の行為を行う権限を有する。

（指定の基準）  
第五章の十二 文化庁長官は、次に掲げる要件を備える団体でなければ前条第一項の規定による指定をしてはならない。

第一百四条の十二 文化庁長官は、次に掲げる要件を備える団体でなければ前条第一項の規定による指定をしてはならない。

一 一般社団法人であること。

二 次に掲げる団体を構成員とすること。

イ 第三十五条第一項（第一百二条第一項において準用する場合を含む。次条第四項において同じ。）

ロ 授業目的公衆送信に係る実演に該当するもの除外。以下この節において「授業目的公衆送信」という。）に係る著作物に該当するもの除外。以下この節において「授業目的公衆送信」という。）に係る著作物に該当する者を構成員とする団体（その連合体を含む。）であつて、国内において授業目的公衆送信に係る実演に關しこれらの規定に規定する権利を有する者の利益を代表すると認められるもの

ハ 授業目的公衆送信に係るレコードに關し第九十六条の二に規定する権利を有する者を構成員とする団体（その連合体を含む。）であつて、国内において授業目的公衆送信に係るレコードに關し同条に規定する権利を有する者の利益を代表すると認められるもの

二 授業目的公衆送信に係る放送に關し第九十九条第一項及び第九十九条の二第一項に規定する権利を有する者を構成員とする団体（その連合体を含む。）であつて、国内において授業目的公衆送信に係る放送に關しこれらの規定に規定する権利を有する者の利益を代表すると認められるもの

三 前号イからホまでに掲げる団体がそれぞれ次に掲げる要件を備えるものであること。

イ 営利を目的としないこと。

ハ その構成員の議決権及び選挙権が平等であること。

四 権利者のために授業目的公衆送信補償金を受ける権利行使する業務 第百四条の十五第一項の事業に係る業務を含む。以下この節において「補償金関係業務」という。）を的確に遂行するに足りる能力を有すること。

四 権利者のために授業目的公衆送信補償金を受ける権利行使する業務 第百四条の十五第一項の事業に係る業務を含む。以下この節において「補償金関係業務」という。）を的確に遂行するに足りる能力を有すること。